

実行関税率表（2017年1月1日版及び2017年5月16日～2021年10月22日版）正誤表

部・類	箇所	誤	正
第1類	注1	(a) 第03.01項、第03.06項又は第03.07項の魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物	(a) 第03.01項、第03.06項、第03.07項又は第03.08項の魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物
第1類	備考1	第0102.10号及び第0103.10号の「純粋種の繁殖用のもの」とは、純粋種であつて改良増殖用に供するものである旨が政令で定めるところにより証明されたものをいう。	第01.02項及び第0103.10号の「純粋種の繁殖用のもの」とは、純粋種であつて改良増殖用に供するものである旨が政令で定めるところにより証明されたものをいう。
第3類	備考1		第03.06項から第03.08項までにおいて「冷蔵したもの」及び「冷凍したもの」には、乾燥し、塩蔵し、塩水漬けし又はくん製したものを含まない。
第4類	注4	(a) 〔略〕	(a) 〔略〕 (b) 一以上のミルクの天然の組成分（例えば、酪酸グリセリド）を他の物質（例えば、オレイン酸グリセリド）で置き換えることによつてミルクから得た物品（第19.01項及び第21.06項参照）
第4類	注4	(b) アルブミン〔略〕	(c) アルブミン〔略〕
第4類	号注2	第0405.10号においてバターには、無水バター及びギーを含まない（第0405.90号参照。）	第0405.10号においてバターには、無水バター及びギーを含まない（第0405.90号参照。）
第5類	注4	この表において「馬毛」とは、馬類の動物又は牛のたてがみ及び尾毛をいう。	この表において「馬毛」とは、馬類の動物又は牛のたてがみ及び尾毛をいう。第05.11項には、馬毛及びそのくず（支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）を含む。
第11類	注2	(A) 〔略〕ただし、穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）は、第11.04項に属する。	(A) 〔略〕ただし、穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）は、第11.04項に属する。
第12類	注3	(a) 豆及びスイートコーン（第7類参照）	(a) 豆及びスイートコーン（第7類参照）
第12類	注4	第12.11項には、バジル、ボレージ、おたねにんじん、ヒソップ、甘草、ミント類、ローズマリー、ヘンルーダ、セージ及びにがよもぎ並びにこれらの部分を含む。もつとも、第12.11項には、次の物品を含まない。	第12.11項には、バジル、ボレージ、おたねにんじん、ヒソップ、甘草、ミント類、ローズマリー、ヘンルーダ、セージ及びにがよもぎ並びにこれらの部分を含む。もつとも、第12.11項には、次の物品を含まない。
第16類	号注1	第1602.10号において「均質調製品」とは、微細に均質化した肉、くず肉又は血から成る育児食用又は食餌療法の調製品（小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。	第1602.10号において「均質調製品」とは、微細に均質化した肉、くず肉又は血から成る乳幼児用又は食餌療法の調製品（小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。
第16類	号注2	第16.04項又は第16.05項の号において、慣用名のみで定める魚及び甲殻類は、第3類において同一の慣用名で定める魚及	第16.04項又は第16.05項の号において、慣用名のみで定める魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物は、

		び甲殻類と同一の種に属する。	第3類において同一の慣用名で定める <u>魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物</u> と同一の種に属する。
第16類	備考1		第1605.69号の細分において「うに」又は「くらげ」とは、それぞれ、この類の号注2の規定により第1605.62号に属する <u>うに以外のも</u> 又は第1605.63号に属する <u>くらげ以外のも</u> をいう。
第17類	号注1	第1701.11号及び第1701.12号において「粗糖」とは、乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が、検糖計（旋光度を測定するものに限る。）の読みで99.5度未満に相当する砂糖をいう。	第1701.12号、第1701.13号及び第1701.14号において「粗糖」とは、乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が、検糖計（旋光度を測定するものに限る。）の読みで99.5度未満に相当する砂糖をいう。
第17類	号注2		第1701.13号の物品には、分蜜をすることなく得た甘しや糖で、乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が、検糖計の読みで69度以上93度未満に相当するもののみを含む。この物品は、 <u>糖蜜その他のさとうきびの組成成分から成る残留物に取り囲まれたもので、肉眼により判別できない天然の他形の微結晶（不規則な形のものに限る。）のみを有するものである。</u>
第20類	号注1	第2005.10号において「均質調製野菜」とは、微細に均質化した野菜から成る <u>育児食用又は食餌療法の調製品</u> （小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。	第2005.10号において「均質調製野菜」とは、微細に均質化した野菜から成る <u>乳幼児用又は食餌療法の調製品</u> （小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。
第20類	号注2	第2007.10号において「均質調製果実」とは、微細に均質化した果実から成る <u>育児食用又は食餌療法の調製品</u> （小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。	第2007.10号において「均質調製果実」とは、微細に均質化した果実から成る <u>乳幼児用又は食餌療法の調製品</u> （小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。
第21類	注3	第21.04項において「均質混合調製食料品」とは、二以上の基礎的な構成成分（例えば、肉、魚、野菜及び果実）から成る混合物を微細に均質化したものから成る <u>育児食用又は食餌療法の調製品</u> （小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。	第21.04項において「均質混合調製食料品」とは、二以上の基礎的な構成成分（例えば、肉、魚、野菜、果実及びナット）から成る混合物を微細に均質化したものから成る <u>乳幼児用又は食餌療法の調製品</u> （小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。
第24類	号注1		第2403.11号において「水パイプたばこ」とは、水パイプで喫煙するためのものであつて、たばこ及びグリセリンの混合物から成るたばこをいう（芳香油若しくは芳香エキス、糖蜜若しくは砂糖を含有するかしないか又は果実により香味を付けてあるかないかを問わない）。ただし、この号には、水パイプで喫煙するためのものであつて、たばこを含有しない物品を含まない。
第26類	注2	第26.01項から第26.17項までにおいて	第26.01項から第26.17項までにおいて

		「鉍」とは、水銀又は第 28.44 項、第 14 部若しくは第 15 部の金属を採取するために冶金工業において実際に使用する種類の鉍物（冶金用以外の用途に供するものも含む。）をいう。ただし、第 26.01 項から第 26.17 項までには、冶金工業において通常行わない工程を経た鉍物を含まない。	「鉍」とは、水銀又は第 28.44 項、第 14 部若しくは第 15 部の金属を採取するために冶金工業において実際に使用する種類の鉍物（冶金用以外の用途に供するものも含む。）をいう。ただし、第 26.01 項から第 26.17 項までには、冶金工業において通常行わない工程を経た鉍物を含まない。
第 28 類	注 5	第 28.26 項から第 28.42 項までには、金属又はアンモニウムの塩及びペルオキシ塩のみを含む。複塩及び錯塩は、文脈により別に解釈される場合を除くほか、第 28.42 項に属する。	第 28.26 項から第 28.42 項までには、金属又はアンモニウムの塩及びペルオキシ塩のみを含む。 複塩及び錯塩は、文脈により別に解釈される場合を除くほか、第 28.42 項に属する。
第 28 類	注 7	第 28.48 項には、りんの含有量が全重量の 15%を超えるりん銅を含む。	第 28.53 項には、りんの含有量が全重量の 15%を超えるりん銅を含む。
第 28 類	号注 1		第 2852.10 号において「化学的に単一のもの」とは、この類の注 1 (a) から (e) まで及び第 29 類の注 1 (a) から (h) までのいずれかの要件を満たす水銀の無機又は有機の化合物全てをいう。
第 29 類	注 4	第 29.04 項から第 29.06 項まで、第 29.08 項から第 29.11 項まで及び第 29.13 項から第 29.20 項までにおいて、ハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体には、これらの複合誘導体（例えば、スルホハロゲン化誘導体、ニトロハロゲン化誘導体、ニトロスルホン化誘導体及びニトロスルホハロゲン化誘導体）を含む。 ニトロ基及びニトロソ基は、第 29.29 項においては窒素官能基としない。 第 29.11 項、第 29.12 項、第 29.14 項、第 29.18 項及び第 29.22 項において酸素官能基は、第 29.05 項から第 29.20 項までの酸素を有する有機官能基に限る。	第 29.04 項から第 29.06 項まで、第 29.08 項から第 29.11 項まで及び第 29.13 項から第 29.20 項までにおいて、ハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体には、これらの複合誘導体（例えば、スルホハロゲン化誘導体、ニトロハロゲン化誘導体、ニトロスルホン化誘導体及びニトロスルホハロゲン化誘導体）を含む。 ニトロ基及びニトロソ基は、第 29.29 項においては窒素官能基としない。 第 29.11 項、第 29.12 項、第 29.14 項、第 29.18 項及び第 29.22 項において酸素官能基は、第 29.05 項から第 29.20 項までの酸素を有する有機官能基に限る。
第 30 類	注 4	(ij) <u>医学用又は獣医学において外科手術若しくは診療の際に人若しくは動物の身体の潤滑剤として又は人若しくは動物の身体と診療用機器とを密着させる薬品としての使用に供するよう調製したゲル</u>	(ij) <u>医学又は獣医学において外科手術若しくは診療の際に人若しくは動物の身体の潤滑剤として又は人若しくは動物の身体と診療用機器とを密着させる薬品としての使用に供するよう調製したゲル</u>
第 38 類	注 1	(e) <u>〔略〕（例えば、微細な粉状又は織つたガーゼ状のもの。第 14 部及び第 15 部参照）</u>	(e) <u>〔略〕（例えば、微細な粉状又は織つたガーゼ状のもの。第 14 部及び第 15 部参照）</u>
第 38 類	注 3	(d) <u>小売用の容器入りにした謄写版原紙修正剤その他の修正液</u>	(d) <u>小売用の容器入りにした謄写版原紙修正剤その他の修正液及び修正テープ（第 96.12 項のものを除く。）</u>
第 38 類	注 7		第 38.26 項において「バイオディーゼル」とは、動物性又は植物性の油脂（使用済みであるかないかを問わない。）から得た燃料として使用する種類の脂肪酸モノアル

第 38 類	号注 1	<p>1 <u>第 3808.50 号には、次の物品を含有する第 38.08 項の物品のみを含む。</u> <u>アルドリ</u>ン (ISO)、<u>ビナパクリル</u> (ISO)、<u>カンフェクロル</u> (ISO) (トキサフェン)、<u>カプタホール</u> (ISO)、<u>クロルデン</u> (ISO)、<u>クロルジメホルム</u> (ISO)、<u>クロロベンジレート</u> (ISO)、<u>DDT</u> (ISO) (クロフェノタン (INN)、1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス(パラクロロフェニル)エタン)、<u>ディルドリン</u> (ISO、INN)、<u>ジノセブ</u> (ISO) 並びにその塩及びエステル、<u>二臭化エチレン</u> (ISO) (1,2-ジブプロモエタン)、<u>二塩化エチレン</u> (ISO) (1,2-ジクロロエタン)、<u>フルオロアセトアミド</u> (ISO)、<u>ヘプタクロル</u> (ISO)、<u>ヘキサクロロベンゼン</u> (ISO)、<u>1,2,3,4,5,6-ヘキサクロロシクロヘキサン</u> (HCH (ISO)) (リンデン (ISO、INN) を含む。)、<u>水銀化合物</u>、<u>メタミドホス</u> (ISO)、<u>モノクロトホス</u> (ISO)、<u>オキシラン</u> (エチレンオキシド)、<u>パラチオン</u> (ISO)、<u>パラチオンメチル</u> (ISO) (メチルパラチオン)、<u>ペンタクロロフェノール</u> (ISO)、<u>ホスファミドン</u> (ISO) 並びに <u>2,4,5-T</u> (ISO) (<u>2,4,5-トリクロロフェノキシ酢酸</u>) 並びにその塩及びエステル</p>	<p><u>キルエステルをいう。</u> 1 <u>第 3808.52 号及び第 3808.59 号には、次の物品の一以上を含有する第 38.08 項の物品のみを含む。</u> <u>アラクロール</u> (ISO)、<u>アルジカルブ</u> (ISO)、<u>アルドリ</u>ン (ISO)、<u>アジンホス</u> <u>メチル</u> (ISO)、<u>ビナパクリル</u> (ISO)、<u>カンフェクロル</u> (ISO) (トキサフェン)、<u>カプタホール</u> (ISO)、<u>クロルデン</u> (ISO)、<u>クロルジメホルム</u> (ISO)、<u>クロロベンジレート</u> (ISO)、<u>DDT</u> (ISO) (クロフェノタン (INN)、1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス(パラクロロフェニル)エタン)、<u>ディルドリン</u> (ISO、INN)、<u>4,6-ジニトロール</u> <u>トール</u> <u>クレゾール</u> (DNOC (ISO)) 及びその塩、<u>ジノセブ</u> (ISO) 並びにその塩及びエステル、<u>エンドスルファン</u> (ISO)、<u>二臭化エチレン</u> (ISO) (1,2-ジブプロモエタン)、<u>二塩化エチレン</u> (ISO) (1,2-ジクロロエタン)、<u>フルオロアセトアミド</u> (ISO)、<u>ヘプタクロル</u> (ISO)、<u>ヘキサクロロベンゼン</u> (ISO)、<u>1,2,3,4,5,6-ヘキサクロロシクロヘキサン</u> (HCH (ISO)) (リンデン (ISO、INN) を含む。)、<u>水銀化合物</u>、<u>メタミドホス</u> (ISO)、<u>モノクロトホス</u> (ISO)、<u>オキシラン</u> (エチレンオキシド)、<u>パラチオン</u> (ISO)、<u>パラチオンメチル</u> (ISO) (メチルパラチオン)、<u>ペンタプロモジフェニルエーテル</u> 及び <u>オクタプロモジフェニルエーテル</u>、<u>ペンタクロロフェノール</u> (ISO) 並びにその塩及びエステル、<u>ペルフルオロオクタンスルホン酸</u> 及びその塩、<u>ペルフルオロオクタンスルホンアミド</u>、<u>ペルフルオロオクタンスルホニルフルオリド</u>、<u>ホスファミドン</u> (ISO)、<u>2,4,5-T</u> (ISO) (<u>2,4,5-トリクロロフェノキシ酢酸</u>) 並びにその塩及びエステル並びにトリブチルすず化合物 <u>第 3808.59 号には、ベノミル</u> (ISO)、<u>カルボフラン</u> (ISO) 及び <u>チラム</u> (ISO) の混合物を含有する散布可能な粉末状の製剤をも含む。</p>
第 38 類	号注 2		<p>2 <u>第 3808.61 号から第 3808.69 号までには、アルファシペルメトリン</u> (ISO)、<u>ベンジオカルブ</u> (ISO)、<u>ビフェントリン</u> (ISO)、<u>クロルフェナピル</u> (ISO)、<u>シフルトリン</u> (ISO)、<u>デルタメトリン</u> (INN、ISO)、<u>エトフェンプロックス</u> (INN)、<u>フェニトロチオン</u> (ISO)、<u>ラムダーシハロトリン</u> (ISO)、<u>マラチオン</u> (ISO)、<u>ピリミホスメチル</u> (ISO) 又は <u>プロポキスル</u></p>

			(ISO) を含有する第 38.08 項の物品のみを含む。
第 38 類	号注 3		<p>3 第 3824.81 号から第 3824.88 号までには、次の物品の一以上を含有する混合物及び調製品のみを含む。</p> <p>オキシラン (エチレンオキシド)、ポリ臭化ビフェニル (PBB)、ポリ塩化ビフェニル (PCB)、ポリ塩化テルフェニル (PCT)、トリス (2,3-ジブロモプロピル) ホスフェート、アルドリン (ISO)、カンフェクロル (ISO) (トキサフェン)、クロルデン (ISO)、クロルデコン (ISO)、DDT (ISO) (クロフェノタン (INN)、1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス (パラクロロフェニル) エタン)、ディルドリン (ISO、INN)、エンドスルファン (ISO)、エンドリン (ISO)、ヘプタクロル (ISO)、マイレックス (ISO)、1,2,3,4,5,6-ヘキサクロロシクロヘキサン (HCH (ISO)) (リンデン (ISO、INN) を含む。)、ペンタクロロベンゼン (ISO)、ヘキサクロロベンゼン (ISO)、ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド、ペルフルオロオクタンスルホンフルオリド並びにテトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテル、ヘキサブロモジフェニルエーテル、ヘプタブロモジフェニルエーテル及びオクタブロモジフェニルエーテル</p>
第 38 類	号注 4	2 第 3825.41 号及び第 3825.49 号において「有機溶剤廃棄物」とは、[略]	4 第 3825.41 号及び第 3825.49 号において「有機溶剤廃棄物」とは、[略]
第 39 類	注 2	(m) 動物用の装着具 (第 42.01 項参照) 及び第 42.02 項のトランク、スーツケース、 <u>ハンドバック</u> その他の容器	(m) 動物用の装着具 (第 42.01 項参照) 及び第 42.02 項のトランク、スーツケース、 <u>ハンドバッグ</u> その他の容器
第 39 類	注 2	(z) 第 96 類の物品 (例えば、ブラシ、ボタン、スライドファスナー、くし、喫煙用パイプの吸い口及び柄、シガレットホルダー類、魔法瓶その他これに類する容器の部分品、 <u>ペン並びにシャープペンシル</u>)	(z) 第 96 類の物品 (例えば、ブラシ、ボタン、スライドファスナー、くし、喫煙用パイプの吸い口及び柄、シガレットホルダー類、魔法瓶その他これに類する容器の部分品、 <u>ペン、シャープペンシル並びに一脚、二脚、三脚</u> その他これらに類する物品)
第 39 類	号注 1	[(a)] (2) <u>第 3901.30 号、第 3903.20 号、第 3903.30 号</u> 又は第 3904.30 号の共重合体は、当該共重合体の名称が由来するモノマーユニットが全重量の 95%以上を占める場合に限り、それらの号に属する。	[(a)] (2) <u>第 3901.30 号、第 3901.40 号、第 3903.20 号、第 3903.30 号</u> 又は第 3904.30 号の共重合体は、当該共重合体の名称が由来するモノマーユニットが全重量の 95%以上を占める場合に限り、それらの号に属する。
第 39 類	号注 1	[(b)] (2) 化学的に変性させた重合体は、化学的	[(b)] (2) 化学的に変性させた重合体は、化学的

		に変性させていない重合体が属する号に属する。	に変性させてない重合体が属する号に属する。
第40類	注5	〔(B)〕 (iii) 〔略〕主として酸性ゴムラテックスを得るための陽イオン界面活性剤、老化防止剤、凝固剤、 <u>顆粒化剤</u> 、凍結防止剤、ペプタイザー、保存剤、安定剤、粘度調整剤その他これらに類する特殊な目的のための添加剤〔略〕	〔(B)〕 (iii) 〔略〕主として酸性ゴムラテックスを得るための陽イオン界面活性剤、老化防止剤、凝固剤、 <u>顆粒化剤</u> 、凍結防止剤、ペプタイザー、保存剤、安定剤、粘度調整剤その他これらに類する特殊な目的のための添加剤〔略〕
第44類	注1	(q) 第96類の物品（例えば、喫煙用パイプ及びその部分品、 <u>ボタン並びに鉛筆</u> 。第96.03項の物品用の木製のボデー及び柄を除く。）	(q) 第96類の物品（例えば、喫煙用パイプ及びその部分品、 <u>ボタン、鉛筆並びに一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品</u> 。第96.03項の物品用の木製のボデー及び柄を除く。）
第44類	号注1	<u>第4403.41号から第4403.49号まで、第4407.21号から第4407.29号まで、第4408.31号から第4408.39号まで及び第4412.31号の各号において「熱帯産木材」とは、次の木材をいう。</u> <u>アビュラ、アカジョアフリカ、アフロルモシア、アコ、アラン、アンジローバ、アニングレ、アボジラ、アゾベ、バラウ、バルサ、ボッセクレイア、ボッセフォンセ、カチボ、セドロ、ダベーマ、ダークレッドメランチ、ジベツ、ドウシェ、フラミレ、フレイジョ、フロメイジャー、フーマ、ゲロンガン、イロンバ、インブイア、イペ、イロコ、ジャボティ、ジェルトン、ジェキティバ、ジョンコン、カプール、ケンパス、クルイン、コシボ、コチベ、コト、ライトレッドメランチ、リンバ、ロウロ、マカランドウバ、マホガニー、マコレ、マンディオケイラ、マンソニア、メン克蘭、メランチバカウ、メラワン、メルバウ、メルバウ、メルサワ、モアビ、ニアンゴン、ニヤトー、オベチェ、オクメ、オンザビリ、オレイ、オバンコル、オジゴ、パドック（かりん）、パルダオ、パリッサンドルグアテマラ、パリッサンドルパラ、パリッサンドルリオ、パリッサンドルロゼ、パウアマレロ、パウマーフィム、プライ、プナ、クアルバ、ラミン、サペリ、サキサキ、セプター、シポ、スクピラ、スレン、タウアリ、チーク、ティアマ、トラ、バイロラ、ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ、イエローメランチ</u>	<u>第4401.31号において「木質ペレット」とは、木材機械加工業、家具製造業その他の木材加工業において生ずる副産物（例えば、削りくず、のこくず及びチップ）で、直接圧縮すること又は全重量の3%以下の結合剤を加えることにより凝結させたもの（直径が25ミリメートル以下で、長さが100ミリメートル以下の円筒状の物品に限る。）をいう。</u>
第48類	注2	(p) 第95類の物品（例えば、 <u>がん具、遊戯用具及び運動用具</u> ）及び第96類の物品（例えば、 <u>ボタン</u> ）	(p) 第95類の物品（例えば、 <u>玩具、遊戯用具及び運動用具</u> ）
第48類	注2		(q) 第96類の物品（例えば、 <u>ボタン、生理用のナプキン（パッド）及びタンポン</u> ）

			並びに乳児用のおむつ及びおむつ中敷き)
第 48 類	注 4	この類において「新聞用紙」とは、新聞印刷に使用する種類の塗布してない紙（サイジングしてないもの及び軽くサイジングしたものに限る。）であつて、機械木材パルプ又はケミグランド木材パルプの含有量が全繊維重量の 50%以上で、パーカープリントサーフ（クランプ圧 1 メガパスカル）による各面の平滑度が 2.5 マイクロメートル（ミクロン）を超え、かつ、重量が 1 平方メートルにつき 40 グラム以上 65 グラム以下であるものをいう。	この類において「新聞用紙」には、新聞印刷に使用する種類の塗布してない紙（サイジングしてないもの及び軽くサイジングしたものに限る。）であつて、機械木材パルプ又はケミグランド木材パルプの含有量が全繊維重量の 50%以上で、パーカープリントサーフ（クランプ圧 1 メガパスカル）による各面の平滑度が 2.5 マイクロメートル（ミクロン）を超え、かつ、重量が 1 平方メートルにつき 40 グラム以上 65 グラム以下であるもののうち、(a)幅が 28 センチメートルを超えるストリップ状又はロール状のもの及び(b)折り畳んでない状態において一辺の長さが 28 センチメートルを超え、その他の辺の長さが 15 センチメートルを超える長方形（正方形を含む。）のシート状のもののみを含む。
第 48 類	注 8	第 48.01 項及び第 48.03 項から第 48.09 項までには、紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブのうち次のもののみを含む。	第 48.03 項から第 48.09 項までには、紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブのうち次のもののみを含む。
第 48 類	注 9	[(a)] (i) 木目付けをし、型押しをし、表面を着色し、[略]	[(a)] (i) 木目付けをし、型押しをし、表面に着色し、[略]
第 48 類	号注 2	[(b)表中] 引張り強さの最低値（キロニュートン毎メートル）	[(b)表中] 引張強さの最低値（キロニュートン毎メートル）
第 48 類	号注 3	第 4805.11 号において「 <u>段ボール用中しん原紙（セミケミカルパルプ製のものに限る。）</u> 」とは、さらしてないセミケミカルパルプ（広葉樹のものに限る。）の含有量が全繊維重量の 65%以上であり、かつ、CMT30（コルゲーテッド中しん試験で 30 分調湿後）による圧縮強さが相対湿度 50%、温度 23 度において 1 グラム毎平方メートルにつき 1.8 ニュートンを超えるロール状の紙をいう。	第 4805.11 号において「 <u>セミケミカルパルプ製の段ボール用中芯原紙</u> 」とは、 <u>機械的及び化学的パルプ工程の組合せにより得られた広葉樹パルプ（さらしてないものに限る。）</u> の含有量が全繊維重量の 65%以上であり、かつ、CMT 30（コルゲーテッド中芯試験で 30 分調湿後）による圧縮強さが相対湿度 50%、温度 23 度において 1 グラム毎平方メートルにつき 1.8 ニュートンを超えるロール状の紙をいう。
第 48 類	号注 4	第 4805.12 号には、主にセミケミカルパルプ工程により得られたわらパルプから製造した紙であつて、1 平方メートルにつき 130 グラム以上で、CMT30（コルゲーテッド中しん試験で 30 分調湿後）による圧縮強さが相対湿度 50%、温度 23 度において 1 グラム毎平方メートルにつき 1.4 ニュートンを超えるロール状のものを含む。	第 4805.12 号には、主に機械的及び化学的工程の組合せにより得られたわらパルプから製造した紙であつて、1 平方メートルにつき 130 グラム以上で、CMT 30（コルゲーテッド中芯試験で 30 分調湿後）による圧縮強さが相対湿度 50%、温度 23 度において 1 グラム毎平方メートルにつき 1.4 ニュートンを超えるロール状のものを含む。
第 11 部	注 4	[(B)] (c) マルチプルヤーン及びケーブルヤーン（絹糸、絹紡糸及び絹紡糸 <small>ちゆう</small> 糸に限る。）で漂白し、浸染し又はなせんしたものの	[(B)] (c) マルチプルヤーン及びケーブルヤーン（絹糸、絹紡糸及び絹紡糸 <small>ちゆう</small> 糸に限る。）で、漂白し、浸染し又はなせんしたものの

		うち、133 デシテックス以下のもの	のうち、133 デシテックス以下のもの
第 11 部	注 12	この部においてポリアミドにはアラミドを含む。	この部においてポリアミドには、 <u>アラミド</u> を含む。
第 11 部	注 3 注 4 号注 1	() () () () 〔左記注中の複数箇所 ^① に同一の誤り(文字化け)〕	(i) (ii) (iii) (iv)
第 54 類	注 1	(a) 有機単量体の重合により製造した短繊維及び長繊維 (例えば、ポリアミド、ポリエステル、ポリオレフィン又はポリウレタン ^② のもの)、又は、この工程により得た重合体を化学的に変性させることにより製造した短繊維及び長繊維 (例えば、ポリ(酢酸ビニル)を加水分解することにより得たポリ(ビニルアルコール))	(a) 有機単量体の重合により製造した短繊維及び長繊維 (例えば、ポリアミド、ポリエステル、ポリオレフィン又はポリウレタン ^② のもの)、又は、この工程により得た重合体を化学的に変性させることにより製造した短繊維及び長繊維 (例えば、ポリ(酢酸ビニル)を加水分解することにより得たポリ(ビニルアルコール))
第 54 類	備考 2	この類において絹には、絹ノイルその他の絹くずを含む。	この類において絹には、絹ノイルその他の絹のくずを含む。
第 55 類	備考 1	この類においては絹には、絹ノイルその他の絹くずを含む。	この類において絹には、絹ノイルその他の絹のくずを含む。
第 58 類	備考 1	この類においては絹には、絹ノイルその他の絹くずを含む。	この類において絹には、絹ノイルその他の絹のくずを含む。
第 60 類	号注 1		<u>第 6005.35 号には、ポリエチレンの単繊維又はポリエステルのマルチフィラメントの編物で、重量が 1 平方メートルにつき 30 グラム以上 55 グラム以下、網目が 1 平方センチメートルにつき 20 穴以上 100 穴以下であり、アルファーシペルメトリン (ISO)、クロルフェナピル (ISO)、デルタメトリン (INN、ISO)、ラムダーシハロトリン (ISO)、ペルメトリン (ISO) 又はピリミホスメチル (ISO) を染み込ませ又は塗布したものを含む。</u>
第 62 類	注 3	(a) 「スーツ」とは、同一の生地から製造した 2 点又は 3 点の衣類を組み合わせたもので、次の構成部分から成るものをいう。 〔略〕 燕尾服 (テールコート。通常、黒い生地から製造し、ジャケットの正面の部分が比較的短く、正面で閉じることができず、後部には臀部から切込みのある細幅の垂れを有する製品)	(a) 「スーツ」とは、 <u>表地</u> を同一の生地から製造した 2 点又は 3 点の衣類を組み合わせたもので、次の構成部分から成るものをいう。 〔略〕 燕尾服 (テールコート。通常、黒い生地から製造し、ジャケットの正面の部分が比較的短く、正面で閉じることができず、後部には、 <u>臀部</u> から切込みのある細幅の垂れを有する製品)
第 62 類	注 3	(b) 「アンサンブル」とは、第 62.07 項から第 62.08 項の製品以外の衣類を組み合わせ ^③ て小売用に ^④ した製品 (スーツを除く。) で、同一の生地から製造したもののうち次の構成部分から成るものをい	(b) 「アンサンブル」とは、第 62.07 項又は第 62.08 項の製品以外の衣類を組み合わせ ^③ て小売用に ^④ した製品 (スーツを除く。) で、同一の生地から製造したもののうち次の構成部分から成るものをい

		う。	う。
第 63 類	注 3	(a) 次の <u>紡織用繊維製の物品</u>	(a) 次の <u>紡織用繊維製の物品</u>
第 63 類	号注 1		<u>第 6304.20 号には、アルファースペルメ トリン (ISO)、クロルフェナピル (ISO)、 デルタメトリン (INN、ISO)、ラムダーシハ ロトリン (ISO)、ペルメトリン (ISO) 又は ピリミホスメチル (ISO) を染み込ませ又は 塗布したたてメリヤス編物から製造した物 品を含む。</u>
第 64 類	備考 1	この類において、「体操用、競技用その他これらに属する用途に供する履物」とは、テニスシューズ、バスケットシューズ、体操シューズ、トレーニングシューズその他これらに類する履物のほか、登山靴、乗馬靴、その他のスポーツ活動用に供する履物をいい、スポーツ用の履物（スポーツ活動用として製造した履物で、スパイク、スプリング、ストップ、クリップ、バーその他これらに類する物品を取り付けてあるもの及び取り付けることができるもの並びにスケート靴、スキー靴、（クロスカントリー用のものを含む。）スノーボードブーツ、レスリングシューズ、ボクシングシューズ及びサイクリングシューズ）を含まない。	この類において「体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物」とは、テニスシューズ、バスケットシューズ、体操シューズ、トレーニングシューズその他これらに類する履物のほか、登山靴、乗馬靴その他のスポーツ活動用に供する履物をいい、スポーツ用の履物（スポーツ活動用として製造した履物で、スパイク、スプリング、ストップ、クリップ、バーその他これらに類する物品を取り付けてあるもの及び取り付けることができるもの並びにスケート靴、スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）スノーボードブーツ、レスリングシューズ、ボクシングシューズ及びサイクリングシューズ）を含まない。
第 68 類	注 1	(m) 第 96.02 項の物品で第 96 類の注 2 (b) に掲げる材料から製造したもの、第 96.06 項の物品（例えば、ボタン）、第 96.09 項の物品（例えば、石筆）及び第 96.10 項の物品（例えば、石盤）	(m) 第 96.02 項の物品で第 96 類の注 2 (b) に掲げる材料から製造したもの、第 96.06 項の物品（例えば、ボタン）、第 96.09 項の物品（例えば、石筆）、第 96.10 項の物品（例えば、石盤）及び第 96.20 項の物品（一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品）
第 70 類	注 2	(c) 「吸収層、反射層又は無反射層」とは、赤外線等を吸収し、ガラスの透明度若しくは半透明度を保持しつつ、反射特性を高め、又は反射光を防止するために塗布した金属又は化合物（例えば、金属酸化物）の極めて薄い層をいう。	(c) 「吸収層、反射層又は無反射層」とは、赤外線等を吸収し、ガラスの透明度若しくは半透明度を保持しつつ反射特性を高め、又は反射光を防止するために塗布した金属又は化合物（例えば、金属酸化物）の極めて薄い層をいう。
第 71 類	注 11	〔略〕これらの物品で、貴金属をめっきしたもの及び貴金属又は貴金属を張った金属をさ細な部分に使用したものは、身辺用模造細貨類に含まれる。	〔略〕これらの物品で、貴金属をめっきしたもの及び貴金属又は貴金属を張った金属をさ細な部分に使用したものは、身辺用模造細貨類に含まれる。
第 15 部	注 2	(b) 卑金属製のばね及びばね板（時計用ばね（第 91.14 項参照）を除く。）	(b) 卑金属製のばね及びばね板（時計用ばね（第 91.14 項参照）を除く。）
第 15 部	注 7	二以上の卑金属を含む卑金属の物品（卑金属以外の材料を混ぜた物品で、 <u>関税率表</u> の解釈に関する通則の規定により卑金属の物品とされるものを含む。）は、項において別段の定めがある場合を除くほか、含有する金属のうち重量が最大の卑金属の物品として取り扱う。〔略〕	二以上の卑金属を含む卑金属の物品（卑金属以外の材料を混ぜた物品で、 <u>関税率表（輸入統計品目表）</u> の解釈に関する通則の規定により卑金属の物品とされるものを含む。）は、項において別段の定めがある場合を除くほか、含有する金属のうち重量が最大の卑金属の物品として取り扱う。〔略〕

第72類	注1	(c) 〔略〕他の合金製造の際の添加用又は鉄の <u>冶金</u> の際の脱酸用、脱硫用その他これらに類する用途に通常供するもので、〔略〕	(c) 〔略〕他の合金製造の際の添加用又は鉄の <u>冶金</u> の際の脱酸用、脱硫用その他これらに類する用途に通常供するもので、〔略〕
第74類	注1	〔(a)表中〕 砒素 (As)	〔(a)表中〕 砒素 (As)
第74類	注1	(c) 〔略〕ただし、りん含有量が全重量の15%を超えるりん銅は、 <u>第28.48項</u> に属する。	(c) 〔略〕ただし、りん含有量が全重量の15%を超えるりん銅は、 <u>第28.53項</u> に属する。
第75類	注1	(b) 〔略〕形材には、 <u>鍛造製品</u> 及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。	(b) 〔略〕形材には、 <u>鑄造製品</u> 及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。
第80類	注1	(e) 〔略〕管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを <u>付けたもの</u> を含む。	(e) 〔略〕管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを <u>取り付けたもの</u> を含む。
第82類	注1	トーチランプ、 <u>可搬式かじ炉</u> 、フレーム付きグライディングホイール、マニキュアセット、ペディキュアセット及び第82.09項の物品を除くほか、この類の物品は、次のいずれかの物品から成る刃、作用する面その他の作用する部分を有するものに限る。	トーチランプ、 <u>可搬式鍛冶炉</u> 、フレーム付きグライディングホイール、マニキュアセット、ペディキュアセット及び第82.09項の物品を除くほか、この類の物品は、次のいずれかの物品から成る刃、作用する面その他の作用する部分を有するものに限る。
第84類	注1	(b) 陶磁製のポンプその他の機械類及び機械類（材料を問わない。）の <u>陶磁器</u> の部分品（第69類参照）	(b) 陶磁製のポンプその他の機械類及び機械類（材料を問わない。）の <u>陶磁製</u> の部分品（第69類参照）
第84類	注1		(g) <u>第17部の物品用のラジエーター</u>
第84類	注1	(g) 動力駆動式でない手動床掃除機（第96.03項参照）	(h) 動力駆動式でない手動床掃除機（第96.03項参照）
第84類	注2	〔略〕ただし、第84.19項には、次の物品を含まない。 〔略〕 (e) 機械的作業を行う <u>機械類</u> で、温度の変化を必要とする場合であつてもこれを主たる機能としないもの	〔略〕ただし、第84.19項には、次の物品を含まない。 〔略〕 (e) 機械的作業を行う <u>機器</u> （ <u>理化学用のものを含む。</u> ）で、温度の変化を必要とする場合であつてもこれを主たる機能としないもの
第84類	注2	また、第84.24項には、 <u>インクジェット方式の印刷機</u> （第84.43項参照）を含まない。	また、第84.24項には、 <u>次の物品を含まない。</u> (a) <u>インクジェット方式の印刷機</u> （第84.43項参照） (b) <u>ウォータージェット切断機械</u> （第84.56項参照）
第84類	注9	(A) 第85類の <u>注8(a)及び8(b)</u> は、この注及び第84.86項の「半導体デバイス」及び「集積回路」についても適用する。ただし、この注及び第84.86項の「半導体デバイス」には、光電性半導体デバイス	(A) 第85類の <u>注9(a)及び9(b)</u> は、この注及び第84.86項の「半導体デバイス」及び「集積回路」についても適用する。ただし、この注及び第84.86項の「半導体デバイス」には、光電性半導体デバイ

		及び発光ダイオードを含む。	ス及び発光ダイオード (LED) を含む。
第 84 類	号注 1		<u>1</u> 第 8465. 20 号において「マシニングセンター」とは、木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械で、加工プログラムに従ってマガジンその他これに類する装置から自動的に工具を交換する方法により二以上の加工機能を有する機械をいう。
第 84 類	号注 2	<u>1</u> 第 8471. 49 号において「システム」とは、自動データ処理機械で、当該機械を構成するユニットが第 84 類の注 5(B)の要件を満たし、かつ、少なくとも一の中央処理装置、一の入力装置（例えば、キーボード及びブスキャナー）及び一の出力装置（例えば、ディスプレイ及びプリンター）から成るものをいう。	<u>2</u> 第 8471. 49 号において「システム」とは、自動データ処理機械で、当該機械を構成するユニットが第 84 類の注 5 (C)の要件を満たし、かつ、少なくとも一の中央処理装置、一の入力装置（例えば、キーボード及びブスキャナー）及び一の出力装置（例えば、ディスプレイ及びプリンター）から成るものをいう。
第 84 類	号注 3		<u>3</u> 第 8481. 20 号において「油圧伝動装置用又は空気圧伝動装置用の弁」とは、圧力が加わった流体（液体又は気体）の形で動力源が供給される液圧式又はニューマチック式システムの流体動力伝達装置に特に用いられる弁をいう。これらの弁には種々の型（減圧型、逆止型等）がある。同号は、第 84. 81 項の他のいかなる号にも優先する。
第 84 類	号注 4	<u>2</u> 第 8482. 40 号には、直径が 5 ミリメートル以下で長さが直径の 3 倍以上の円筒ころを有する軸受（ころの端を丸めたものを含む。）のみを含む。	<u>4</u> 第 8482. 40 号には、直径が 5 ミリメートル以下で長さが直径の 3 倍以上の円筒ころを有する軸受（ころの端を丸めたものを含む。）のみを含む。
第 85 類	注 1	1 [略] (d) 内科用、外科用、歯科用又は獣医科用に使用する種類の真空装置（第 90 類参照）	1 [略] (d) 内科用、外科用、歯科用又は獣医科用に使用する種類の真空装置（第 90. 18 項参照）
第 85 類	注 3		<u>3</u> 第 85. 07 項の「蓄電池」には、エネルギーを蓄積及び供給する蓄電池の機能に貢献し又は蓄電池を損傷から保護する補助部品（例えば、接続子、温度制御装置（サーミスター等）及び回路保護装置）とともに提示するものを含むものとし、また、蓄電池が使用される物品の保護ハウジングの一部を取り付けたものを含む。
第 85 類	注 4	<u>3</u> [略] ただし、ファン及びファンを自蔵する換気用又は循環用のフード（フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。第 84. 14 項参照）、遠心式衣類脱水機（第 84. 21 項参照）、皿洗機（第 84. 11 項参照）、家庭用洗濯機（第 84. 50 項参照）、ロール機その他のアイロンがけ用機械	<u>4</u> [略] ただし、ファン及びファンを自蔵する換気用又は循環用のフード（フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。第 84. 14 項参照）、遠心式衣類脱水機（第 84. 21 項参照）、皿洗機（第 84. 22 項参照）、家庭用洗濯機（第 84. 50 項参照）、ロール機その他のアイロンがけ用機械

		(第 84. 20 項及び第 84. 51 項参照)、ミシン (第 84. 52 項参照)、電気ばさみ (第 84. 67 項参照) 並びに電熱機器 (第 85. 16 項参照) を除く。	(第 84. 20 項及び第 84. 51 項参照)、ミシン (第 84. 52 項参照)、電気ばさみ (第 84. 67 項参照) 並びに電熱機器 (第 85. 16 項参照) を除く。
第 85 類	注 5	<u>4</u> 第 85. 23 項において次の用語の意義は、[略]	<u>5</u> 第 85. 23 項において次の用語の意義は、[略]
第 85 類	注 6	<u>5</u> 第 85. 34 項において「印刷回路」とは、[略]	<u>6</u> 第 85. 34 項において「印刷回路」とは、[略]
第 85 類	注 7	<u>6</u> 第 85. 36 項において、「光ファイバー (束にしたものを含む。) 用又は光ファイバーケーブル用の接続子」とは、[略]	<u>7</u> 第 85. 36 項において、「光ファイバー (束にしたものを含む。) 用又は光ファイバーケーブル用の接続子」とは、[略]
第 85 類	注 8	<u>7</u> 第 85. 37 項は、[略]	<u>8</u> 第 85. 37 項は、[略]
第 85 類	注 9	<u>8</u> 第 85. 41 項及び第 85. 42 項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 [略] (b) 「集積回路」とは、次の物品をいう。 [略]	<u>9</u> 第 85. 41 項及び第 85. 42 項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 [略] (b) 「集積回路」とは、次の物品をいう。 [略] <u>(iv) マルチコンポーネント集積回路 (MCO) (一以上のモノリシック集積回路、ハイブリッド集積回路又はマルチチップ集積回路と、少なくとも一コンポーネント (シリコンベースセンサー、シリコンベースアクチュエーター、シリコンベースオシレーター、シリコンベースレゾネーター若しくはこれらを組み合わせたもの、第 85. 32 項、第 85. 33 項若しくは第 85. 41 項に属する物品の機能を有するコンポーネント又は第 85. 04 項に属するインダクター) とを結合した回路で、ピン、リード、ボール、ランド、バンプ又はパッドを通して、印刷回路基板 (PCB) その他のキャリア上への組立てに使用する種類の部品として、集積回路と同様に実用上不可分の状態に一体化されているもの)</u> <u>この定義において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</u> <u>1 「コンポーネント」は、個別部品であるか、独立して製造された後に MCO の土台の上に組み立てられているか又は他のコンポーネントに組み込まれているかを問わない。</u> <u>2 「シリコンベース」とは、シリコン基板上に形成され、シリ</u>

		<p>この注8の物品の所属の決定に当たっては、第85.41項及び第85.42項は、第85.23項を除き、当該物品が特にその機能からみて属するとみられるこの表の他のいずれの項にも優先する。</p>	<p>コン材料で作られ又は集積回路ダイの上に製造されていることをいう。</p> <p>3 (a) 「シリコンベースセンサー」は、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、電気特性の変化又は機械構造体の変位によつて生ずる物理量又は化学量を検出し、これらを電気信号に変換する機能を有するものである。 「物理量又は化学量」は、圧力、音波、加速度、振動、移動、方向、歪み、磁界強度、電界強度、光、放射能、湿度、フロー、化学物質濃度等の実世界の現象に関連する。</p> <p>(b) 「シリコンベースアクチュエーター」は、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、電気信号を物理的な動きに変換する機能を有するものである。</p> <p>(c) 「シリコンベースレゾネーター」は、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、外部入力に応じて、これらの構造体の物理的形狀に依存するあらかじめ設定した周波数の機械的又は電氣的な振動を発生する機能を有するコンポーネントである。</p> <p>(d) 「シリコンベースオシレーター」は、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、これらの構造体の物理的形狀に依存するあらかじめ設定した周波数の機械的又は電氣的な振動を発生する機能を有する能動コンポーネントである。</p> <p>この注9の物品の所属の決定に当たっては、第85.41項及び第85.42項は、第85.23項を除き、当該物品が特にその機能からみて属するとみられるこの表の他のいずれの項にも優先する。</p>
第85類	注10	9 第85.48項において「使用済みの一次	10 第85.48項において「使用済みの一次

		電池及び蓄電池」とは、〔略〕	電池及び蓄電池」とは、〔略〕
第 17 部	注 2	(e) 第 84.01 項から第 84.79 項までの機器及びその部分品（この部の物品のラジエーターを除く。）、第 84.81 項又は第 84.82 項の物品並びに第 84.83 項の物品（原動機の不可分の一部を構成するものに限る。）	(e) 第 84.01 項から第 84.79 項までの機器及びその部分品（この部の物品用のラジエーターを除く。）、第 84.81 項又は第 84.82 項の物品並びに第 84.83 項の物品（原動機の不可分の一部を構成するものに限る。）
第 17 部	注 4	(a) 道路とレールの両方を走行するために作った車両は、第 87 類の該当する項に属する。	(a) 道路とレールの両方を走行するために作った車両は、第 87 類の該当する項に属する。
第 87 類	注 2	第 87.01 項のトラクター用に設計した互換性のある機械及び工具（トラクターに取り付けてあるかないかを問わない。）はトラクターとともに提示する場合であつても、それらがそれぞれ属する項に属する。	第 87.01 項のトラクター用に設計した互換性のある機械及び工具（トラクターに取り付けてあるかないかを問わない。）は、トラクターとともに提示する場合であつても、それらがそれぞれ属する項に属する。
第 88 類	号注 1	第 8802.11 号から第 8802.40 号までにおいて、「自重」とは、正常に飛行できる状態にある航空機の重量（乗務員、燃料及び装備品（据え付けたものを除く。）の重量を除く。）をいう。	第 8802.11 号から第 8802.40 号までにおいて「自重」とは、正常に飛行できる状態にある航空機の重量（乗務員、燃料及び装備品（据え付けたものを除く。）の重量を除く。）をいう。
第 90 類	注 1	(g) 第 84.13 項の計器付きポンプ並びに重量測定式の計数機、重量測定式の検査機及び単独で提示する分銅（第 84.23 項参照）、持上げ用又は荷扱い用の機械（第 84.25 項から第 84.28 項まで参照）、紙又は板紙の切断機（第 84.41 項参照）、第 84.66 項の物品で加工機械に取り付けた工作物又は工具の調整用のもの（目盛りを読むための光学的機構を有するもの（例えば、光学式割出台）を含むものとし、それ自体が光学機器の特性を有するもの（例えば、 <u>しん出し望遠鏡</u> ）を除く。）、計算機（第 84.70 項参照）、第 84.81 項の弁その他の物品並びに第 84.86 項の機器（感光面を有する半導体材料に回路図を投影又は描画するための機器を含む。）	(g) 第 84.13 項の計器付きポンプ並びに重量測定式の計数機、重量測定式の検査機及び単独で提示する分銅（第 84.23 項参照）、持上げ用又は荷扱い用の機械（第 84.25 項から第 84.28 項まで参照）、紙又は板紙の切断機（第 84.41 項参照）、第 84.66 項の物品で加工機械又はウォータージェット切断機械に取り付けた工作物又は工具の調整用のもの（目盛りを読むための光学的機構を有するもの（例えば、光学式割出台）を含むものとし、それ自体が光学機器の特性を有するもの（例えば、 <u>芯出し望遠鏡</u> ）を除く。）、計算機（第 84.70 項参照）、第 84.81 項の弁その他の物品並びに第 84.86 項の機器（感光面を有する半導体材料に回路図を投影又は描画するための機器を含む。）
第 90 類	注 1		(l) 第 96.20 項の一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品
第 90 類	注 1	(l) 容積測定具（構成する材料により該当する項に属する。）	(m) 容積測定具（構成する材料により該当する項に属する。）
第 90 類	注 1	(m) スプール、リールその他これらに類する巻取用品〔略〕	(n) スプール、リールその他これらに類する巻取用品〔略〕
第 90 類	注 4	第 90.05 項には、武器用望遠照準器、潜水鑑用又は戦車用の潜望鏡及びこの類又は第 16 部の機器用の望遠鏡を含まないものとし、これらの望遠照準器、潜望鏡及び望遠鏡は、第 90.13 項に属する。	第 90.05 項には、武器用望遠照準器、潜水艦用又は戦車用の潜望鏡及びこの類又は第 16 部の機器用の望遠鏡を含まないものとし、これらの望遠照準器、潜望鏡及び望遠鏡は、第 90.13 項に属する。
第 92 類	注 1	(d) 楽器の清掃用ブラシ（第 96.03 2 0 照）	(d) 楽器の清掃用ブラシ（第 96.03 項参照）及び一脚、二脚、三脚その他これら

			<u>に類する物品（第 96.20 項参照）</u>
第 94 類	注 1	(g) 第 85.18 項の機器の部分品（第 85.18 項参照）、第 85.19 項から第 85.21 項までの機器の部分品（第 85.22 項参照）又は第 85.25 項から第 85.28 項までの機器の部分品（第 85.29 項参照）として、特に設計した家具	(g) 第 85.18 項の機器の部分品（第 85.18 項参照）、第 85.19 項若しくは第 85.21 項の機器の部分品（第 85.22 項参照）又は第 85.25 項から第 85.28 項までの機器の部分品（第 85.29 項参照）として、特に設計した家具
第 94 類	注 1		<u>(m) 一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品（第 96.20 項参照）</u>
第 94 類	注 2	第 94.01 項から第 94.03 項までの物品（部分品を除く。）は、床又は地面に置いて使用するよう設計したものである場合のみ、当該各項に属する。ただし、次の物品は、掛け若しくは壁に取り付けて又は一方の上に他方を載せて使用するよう設計したものである場合においても当該各項に属する。 (a) 食器棚、本箱その他の棚付き家具及びユニット式家具	第 94.01 項から第 94.03 項までの物品（部分品を除く。）は、床又は地面に置いて使用するよう設計したものである場合のみ、当該各項に属する。 ただし、次の物品は、掛け若しくは壁に取り付けて又は一方の上に他方を載せて使用するよう設計したものである場合においても当該各項に属する。 (a) 食器棚、本箱その他の棚付き家具（ <u>単一の段の棚で、壁に取り付けるための支持物とともに提示するものを含む。</u> ）及びユニット式家具
第 95 類	注 1	(e) 第 61 類又は第 62 類の紡織用繊維製の <u>運動用又は仮装用の衣類</u>	(e) 第 61 類又は第 62 類の紡織用繊維製の <u>運動用衣類及び特殊衣類（肘、膝又はそけい部にパッド又は詰物等のさ細な保護用部分を有するか有しないかを問わない。例えば、フェンシング用衣類及びサッカーのゴールキーパー用ジャージー）並びに第 61 類又は第 62 類の紡織用繊維製の仮装用の衣類</u>
第 95 類	注 1	(m) 液体ポンプ（第 84.13 項参照）、液体又は気体のろ過機及び清浄機（第 84.21 項参照）、電動機（第 85.01 項参照）、トランスフォーマー（第 85.04 項参照）並びに <u>無線遠隔制御機器（第 85.26 項参照）</u>	(m) 液体ポンプ（第 84.13 項参照）、液体又は気体のろ過機及び清浄機（第 84.21 項参照）、電動機（第 85.01 項参照）、トランスフォーマー（第 85.04 項参照）、 <u>ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体（記録してあるかないかを問わない。）（第 85.23 項参照）、無線遠隔制御機器（第 85.26 項参照）並びにコードレス赤外線遠隔操作装置（第 85.43 項参照）</u>
第 95 類	注 1		<u>(u) 一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品（第 96.20 項参照）</u>
第 95 類	注 1	<u>(u) ラケット用ガット、テントその他のキャンプ用品〔略〕</u>	<u>(v) ラケット用ガット、テントその他のキャンプ用品〔略〕</u>
第 95 類	注 1	<u>(v) 食卓用品、台所用品、化粧用品〔略〕</u>	<u>(w) 食卓用品、台所用品、化粧用品〔略〕</u>
第 95 類	号注 1		第 9504.50 号には、次の物品を含む。 (a) <u>ビデオゲーム用のコンソール（テレビジョン受像機、モニターその他の外部のスクリーン又は表面に画像を再生するものに限る。）</u> (b) <u>ビデオスクリーンを自蔵するビデオゲ</u>

			<p>ーム用の機器（携帯用であるかないかを問わない。）</p> <p>この号には、硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の支払手段により作動するビデオゲーム用のコンソール又は機器（第 9504.30 号参照）を含まない。</p>
第 96 類	注 1	(c) 身辺用 <u>模造</u> 細貨類（第 71.17 項参照）	(c) 身辺用 <u>模造</u> 細貨類（第 71.17 項参照）